

事前申込
不要

入場
無料

死刑廃止後の

最高刑・代替刑を考える

当連合会は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会(福井市)において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択しました。同宣言の中では、「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであること。」、死刑を廃止する際の代替刑として、「刑の言渡し時には『仮釈放の可能性がない終身刑制度』、あるいは、現行の無期刑が仮釈放の開始時期を10年としている要件を加重し、仮釈放の開始期間を20年、25年等に延ばす『重無期刑制度』の導入を検討すること。ただし、終身刑を導入する場合も、時間の経過によって本人の更生が進んだときには、裁判所等の新たな判断による『無期刑への減刑』や恩赦等の適用による『刑の変更』を可能とする制度設計が検討されるべきであること」としています。

そこで、本シンポジウムでは、死刑廃止を目指す活動を進めていくために、中央大学名誉教授の藤本哲也氏に基調講演をしていただき、世界の各国やアメリカ合衆国等の各州における死刑廃止後の最高刑はどのようになっているか、また、日本における死刑廃止後の死刑に代わる最高刑として、同宣言で提案した終身刑の導入について、どのように考えるかについて詳しく伺います。

その上で、法務省矯正局の富山聡氏、TBSテレビ報道局・解説委員の巡田忠彦氏、元法務省保護局長・更生保護法人更新会理事長の古畑恒雄弁護士、死刑廃止検討委員会幹事・刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長の小竹広子弁護士をパネリストに迎え、死刑廃止後の最高刑の在り方について議論していきたいと思えます。

奮ってご参加ください。

日時 2017年5月15日(月) 18:00~20:30 (開場17:45)

場所 弁護士会館17階1701ABC (東京都千代田区霞が関1-1-3)

内容 (予定)

○ 講演

藤本哲也氏 (中央大学名誉教授・日本更生保護学会会長・公益財団法人矯正協会会長)

○ パネルディスカッション

富山聡氏 (法務省矯正局長)

巡田忠彦氏 (TBSテレビ報道局・解説委員)

古畑恒雄弁護士 (元法務省保護局長・更生保護法人更新会理事長)

小竹広子弁護士 (死刑廃止検討委員会幹事・刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長)

問い合わせ先

日本弁護士連合会法制部法制第二課

TEL 03-3580-9985

主催 **JFBA** 日本弁護士連合会



～ 弁護士会館へのアクセス ～

地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅

B1-b 出口 徒歩1分 ※ 弁護士会館地下1階に直結

当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行います。撮影した写真・映像及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。